

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け管理職員の給与を改定するほか、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会から、管理職員の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給与体系の実現と処遇改善について勧告がなされたことを受け、管理職員に係る給与制度の見直しを行います。

また、人材確保及び世代間の給与配分の適正化等の観点から技能系職員の給料表の見直し等を行うとともに、支給対象となる職員の平均給料月額を基準として算出している宿日直手当について、令和7年に行った給料月額の引上げを踏まえて支給額の上限額を引き上げます。

【条例改正の内容】

①部長級の給料表について給料月額の刻みの大きい簡素な号給構成に変更するとともに、課長級の給料表について初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げます。

②行政職給料表(二)の級の号給数を見直すとともに、必要な号給の切替えを行います。

③平日における管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大します。

午前零時から午前5時まで → 午後10時から翌日午前5時まで

④宿日直手当の支給額の上限額を引き上げます。

通常時 9,200円 → 9,500円

年末年始 11,500円 → 11,800円

⑤その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日。ただし、④については公布の日

【適用期日】

④については、令和7年4月1日